



# 届出・証明

## 住民票・戸籍・印鑑証明

### 住所や世帯に関する届出

☎ 住民課 TEL 282-1711(内線 1124)

月～金曜日:午前8時30分～午後5時15分(第1・3木曜日は午後7時まで)

土・日曜日、祝日、年末年始:午前8時30分～午後5時15分は住民課窓口で戸籍の届書のみお預かりします。

時間外:警備員室で戸籍の届書のみお預かりします。

届出の種類	届出の内容	届出期間	届出に必要なもの
転入届	他市区町村から村内に引っ越しをしたとき	住み始めた日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>転出証明書(前住所地で交付されたもの)</li> <li>届出人の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)</li> <li>マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)</li> <li>在留カード(外国人のみ)</li> <li>委任状(届出人が代理人の場合のみ)</li> </ul>
転居届	村内で引っ越しをしたとき	住み始めた日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出人の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)</li> <li>マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)</li> <li>在留カード(外国人のみ)</li> <li>委任状(届出人が代理人の場合のみ)</li> </ul>
転出届	他市区町村または海外に引っ越しをするとき	引っ越し予定日の約14日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出人の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)</li> <li>委任状(届出人が代理人の場合のみ)</li> </ul>
世帯変更届	同じ住所で世帯合併や世帯分離をしたいとき	変更した日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出人の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)</li> <li>新・旧世帯主からの委任状(届出人が代理人の場合のみ)</li> </ul>

### 戸籍の届出

☎ 住民課 TEL 282-1711(内線 1121) または 役場警備員室 TEL 282-1711

戸籍は、個人の身分関係を明らかにする大切なものです。戸籍には、本籍地、筆頭者氏名のほか各人の名、生年月日や続柄、出生、死亡、婚姻、離婚その他の身分関係が記載されています。戸籍の届出には、次のようなものがあります。

届出の種類	①届出の期間 ②届出人 ③届出の場所	届出に必要なもの	その他	
出生届	①生まれた日から14日以内 ②父または母(未婚のときは母)・同居者・医師・助産師・その他の立会者の順 ③本籍地または届出人の住民登録地または出生地	<ul style="list-style-type: none"> <li>出生届書</li> <li>母子健康手帳</li> <li>出生証明書</li> </ul>		
死亡届	①死亡の事実を知った日から7日以内 ②同居の親族・同居していない親族・同居者・家主・地主・家屋か土地の管理人、後見人、保佐人、補助人、任意後見人、任意後見受任者 ③亡くなった方の本籍地または届出人の住民登録地または死亡地	<ul style="list-style-type: none"> <li>死亡届書</li> <li>死亡診断書</li> <li>届出人が後見人、保佐人、補助人、任意後見人、任意後見受任者の場合には、それを証明するもの</li> </ul>		
死産届	①死産後7日以内 ②父・母・同居人・医師・助産師・その他の立会者の順 ③届出人の住民登録地または死産地	<ul style="list-style-type: none"> <li>死産届書</li> <li>死産証書</li> </ul>		
婚姻届	①届出のときから効力があります ②夫と妻 ③夫が妻の本籍地または住民登録地	<ul style="list-style-type: none"> <li>婚姻届書</li> <li>届出地に本籍がないときは戸籍全部事項証明書</li> </ul>	成人の証人2名が必要です。	
離婚届	協議	①届出のときから効力があります ②夫と妻 ③本籍地または住民登録地	<ul style="list-style-type: none"> <li>離婚届書</li> <li>届出地に本籍がないときは戸籍全部事項証明書</li> </ul>	協議離婚のときは成人の証人2名が必要です。
	裁判	①裁判確定または調停成立の日から10日以内 ②訴えた方 ③本籍地または住民登録地	<ul style="list-style-type: none"> <li>裁判による離婚のときは調停調書等または裁判の謄本と確定証明書</li> </ul>	
養子縁組届	①届出のときから効力があります ②養親と養子(15歳未満のときは法定代理人) ③養親または養子の本籍地または住民登録地	<ul style="list-style-type: none"> <li>養子縁組届書</li> <li>届出地に本籍がないときは戸籍全部事項証明書</li> <li>監護をすべき者または配偶者の同意を要するときはその同意書</li> <li>未成年者を養子とするときは、縁組許可の審判の謄本(自己または配偶者の直系卑属を養子とするときは不要)</li> </ul>	成人の証人2名が必要です。	
養子縁組届	協議	①届出のときから効力があります ②養親と養子(15歳未満のときは法定代理人) ③養親、養子の本籍地または住民登録地	<ul style="list-style-type: none"> <li>養子縁組届書</li> <li>届出地に本籍がないときは戸籍全部事項証明書</li> </ul>	協議縁組のときは成人の証人2名が必要です。
	裁判	①裁判確定または調停成立の日から10日以内 ②訴えた方 ③訴えた方の本籍地または住民登録地	<ul style="list-style-type: none"> <li>裁判による縁組のときは調停調書等または裁判の謄本と確定証明書</li> </ul>	

届出の種類		①届出の期間 ②届出人 ③届出の場所	届出に必要なもの	その他
認知届	任意	①届出のときから効力があります ②認知しようとする方 ③認知しようとする方または認知される子の本籍地または届出人の住民登録地	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知届書</li> <li>届出地に本籍がないときは戸籍全部事項証明書</li> <li>裁判による場合は判決または審判の謄本と確定証明書</li> </ul>	
	裁判	①裁判確定の日から10日以内 ②訴えた方 ③認知しようとする方または認知される子の本籍地または届出人の住民登録地		
分籍届		①届出のときから効力があります ②分籍しようとする方(成人で筆頭者およびその配偶者以外の方) ③本籍地または住民登録地または分籍地	<ul style="list-style-type: none"> <li>分籍届書</li> <li>現在の本籍地以外に分籍するときは戸籍全部事項証明書</li> </ul>	
転籍届		①届出のときから効力があります ②筆頭者と配偶者 ③本籍地または住民登録地または転籍地	<ul style="list-style-type: none"> <li>転籍届書</li> <li>現在の本籍地以外に転籍するときは戸籍全部事項証明書</li> </ul>	

※婚姻、協議離婚、養子縁組、養子離縁、認知等の創設的な届出については、届出人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、顔写真つき住民基本台帳カード等)をお持ちください。

## 印鑑登録

問 住民課 TEL 282-1711(内線 1124)

### ●印鑑登録できる方

- 本村に住民登録している方
- 15歳以上の方

※成年後見人で登録を希望する方はお問い合わせください。

### ●登録できる印鑑

- 同一世帯員が登録していないもので、1人1個に限る。
- 大きさは、1辺8mmから25mmの正方形に収まるもの。
- 文字は、氏名、氏のみ、名のみ、氏の頭文字に名の頭文字を組み合わせたものに限る。

※陰影が欠損しているもの、輪郭がないもの、輪郭が著しく欠損(3割以上)しているもの、ゴム印などで変形しやすいものは登録できません。

### ●印鑑登録の手続き

本人が窓口に来るとき

**【用意するもの】**○登録する印鑑 ○本人確認ができるもの※  
※官公庁が発行した顔写真付きの身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)をお持ちの場合、またはお持ちでない場合でも、本村に印鑑登録をしている方に保証人となっていたりする場合(保証人と一緒に来庁し、保証人の実印と印鑑登録証を持参)であれば即日登録が可能です。また、それ以外の場合は、登録人本人に申請書を提出していただき、後日、登録人に対して村から郵送される照会・回答書と本人確認ができるもの(健康保険証、申請者名義の預金通帳等)、登録する印鑑をお持ちいただき登録する方法があります。

代理人が申請するとき

即日の印鑑登録はできないため、まずは申請書を提出していただきます。後日、登録人に対して郵送される紹介・回答書と次の(用意するもの)をお持ちいただくことで登録できます。

**【用意するもの】**○委任状 ○登録する印鑑

○代理人の印鑑

○登録人の本人確認ができるもの(原本)

○代理人の本人確認ができるもの(原本)

### ●登録した印鑑および印鑑登録証を紛失したとき

速やかに印鑑登録廃止・印鑑登録証亡失届を提出してください。

## 広域交付住民票

問 住民課 TEL 282-1711(内線 1124)

本人または同一世帯の方の住民票(本籍と筆頭者の記載を除く)を、お近くの市区町村で受け取ることができます。申請には、官公庁が発行した顔写真付きの身分証明書の提示が必要です。また、市区町村によって発行手数料が異なりますので、ご注意ください。

## 各種証明等と手数料

問 住民課 TEL 282-1711(内線 1124)

各種証明等	手数料	備考
○戸籍全部・個人・一部事項証明書(謄本、抄本)	1件 450円	本籍地のみ交付できません。
○除籍全部・個人・一部事項証明書(謄本、抄本)	1件 750円	
○除籍の記載事項証明書	1件 450円	
○身分証明書	1件 200円	
○独身証明書	1件 200円	
○戸籍の附票の写し	1件 200円	
○戸籍届出の受理証明書	1件 350円 (特別様式の証明は1,400円)	戸籍届を受理した市区町村でのみ交付できます。
○戸籍届書の記載事項証明書	1件 350円	簡易保険のための請求は保険証書が必要です。
○★住民票の写し	1件 200円	
住民票記載事項証明書	1件 200円	
広域交付住民票	1件 200円	本籍・筆頭者は記載されません。
マイナンバーカード(再交付)	1件 800円	
電子証明書	1件 200円	
住民基本台帳の閲覧	1件 200円	
不在籍証明書	1件 200円	
不在住証明書	1件 200円	
★印鑑登録証明書	1件 200円	印鑑登録証をお持ちください。
印鑑登録	1件 300円	
印鑑登録(再登録)	1件 400円	
自動車臨時運行許可書	1件 750円	
○★新型コロナワクチン接種証明書	無料 (コンビニ交付は120円)	

※各種証明書等を申請する際は、本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)をお持ちください。  
※代理人が申請する場合は、委任状と代理人の本人確認ができるものが必須です。

### ●郵便等による請求

上表○印の証明は郵送でも申請することができます。また、★印の証明については、マイナンバーカードをお持ちの方であれば、コンビニなどのマルチコピー機から証明書を取得できます。

郵便等による請求の際に必要なもの

- 必要事項を記入した申請書
- 手数料分の定額小為替証書(ゆうちょ銀行で購入可)
- 返信用封筒(切手を貼って、宛先に請求された方の現住所を記載したもの)
- 本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)の写し



## 住所や世帯(世帯員の構成)が変わったとき

住民課	TEL 282-1711 (内線 1124)
保険課	TEL 282-1711 (内線 1132・1164)
子育て支援課	TEL 282-1711 (内線 1182・1185)
総合相談支援課	TEL 287-2525
環境政策課	TEL 282-1711 (内線 1452)
水道課	TEL 282-1711 (内線 1154)
学校教育課	TEL 282-1711 (内線 1414)
保健センター	TEL 282-2797

転入・転出などに伴い、住所や世帯員の構成に変更があった場合は、下記の手続きが必要となることがあります。該当する手続きや必要な書類等については、各窓口へお問い合わせください。

種類	場所
印鑑登録をする方	住民課 (役場行政棟 1 階)
住民票の写しが必要な方	
国民年金に加入している方	
国民年金(老齢基礎年金)を受けている方	
国民健康保険に加入している方	保険課 (役場行政棟 1 階)
後期高齢者医療制度に加入している方	
介護保険の手続き	
医療福祉費受給証をお持ちの方	
母子健康手帳の手続き	保健センター (総合福祉センター「絆」内)
児童手当を受けている方	
児童扶養手当を受けている方	子育て支援課 (役場行政棟 4 階)
保育所・幼稚園・認定こども園を利用している方	
障害者手帳や療育手帳をお持ちの方	
自立支援医療を受けている方	総合相談支援課 (総合福祉センター「絆」内)
特別児童扶養手当を受けている方	
転校の手続き(小・中学校)	学校教育課 (役場行政棟 4 階)
水道の手続き	水道課 (役場議会棟 1 階)
犬を飼っている方	環境政策課 (役場行政棟 4 階)

## 特別永住者証明書の有効期間の更新

住民課 TEL 282-1711 (内線 1124)

特別永住者が所持する特別永住者証明書は、有効期限までに有効期間の更新が必要です。特別永住者証明書の有効期限は以下のとおりです。

- 16歳以上の方…所持する特別永住者証明書が発行されてから7回目の誕生日(申請は有効期限の2か月前から受付可)
- 16歳未満の方…16歳の誕生日(申請は有効期限の6か月前から受付可)

申請には特別永住者証明書、パスポート(お持ちの方のみ)、顔写真1枚(縦4cm×横3cm)が必要です。

## 永住者が所持する在留カードの有効期間の更新

東京出入国在留管理局水戸出張所 TEL 300-3601

永住者が所持する在留カードは、その有効期限までに有効期間の更新が必要です。有効期限は特別永住者とは異なります。なお、申請先は東京出入国在留管理局となります。

## 新型コロナウイルスワクチン接種証明書

住民課 TEL 282-1711 (内線 1121)

「日本国内用」「海外用及び日本国内用」の2種類の証明書があります。交付までには5開庁日程度かかります。発行手数料は無料で、郵送による申請も可能です。また、スマートフォン用のアプリとして「新型コロナウイルスワクチン接種証明書アプリ」があります(マイナンバーカードが必要)。

## 必要なもの

- 交付申請書
  - 旅券(パスポート)…「海外用及び日本国内用」を申請する場合のみ
  - 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
  - 接種券番号の分かるもの(予備の接種券等)、マイナンバーの確認できる書類(マイナンバーカード、通知カード)、接種日時点の住所記載のある運転免許証…いずれか1点
  - 接種済証、接種記録書…いずれか1点
  - 委任状(代理人が申請する場合のみ(同一世帯でも必須))
- ※郵送による申請は、上記の書類の写し(申請書および委任状は原本)に加え、現住所の記載のあるマイナンバーカード等の本人確認書類の写しと必要料金分の切手を貼った返信用封筒が必要となります。



## マイナンバー

### マイナンバー制度に関すること

☎ 総務人事課 TEL 282-1711(内線 1312)

平成27年10月以降、日本国内に住民票がある方に、一人ひとり異なる12桁のマイナンバーが通知されています。マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されます。

### マイナンバーカードに関すること

☎ 住民課 TEL 282-1711(内線 1124)

マイナンバーカードは、プラスチック製のICチップ付きカードで、表面に氏名・住所・生年月日・性別・本人の顔写真、裏面にマイナンバーが表示されています。

カードの表面は本人確認書類として、裏面はマイナンバーを確認する書類として利用できます。また、カード裏面にあるICチップ内には2種類の電子証明書(①署名用電子証明書、②利用者証明用電子証明書)が搭載されています。

なお、詳細は「マイナンバーカード総合サイト」(地方公共団体情報システム機構)をご覧ください。



#### ●電子証明書について

- ①署名用電子証明書(英数交じり6桁以上の暗証番号)…インターネットを利用して確定申告(e-TAX)をするときなどに使用します。
- ②利用者証明用電子証明書(数字4桁の暗証番号)…コンビニで住民票等を取得するとき、マイナポータルへログインするときなどに使用します。

#### ●マイナンバーカードの更新手続き

カードには、カード自体の有効期限と電子証明書の有効期限があり、更新等の手続きが必要です。有効期限の3か月前から手続きが可能です。

申請したとき	カード自体の有効期限	電子証明書(ICチップ内)の有効期限
成年	発行から10回目の誕生日まで	発行から5回目の誕生日まで
未成年	発行から5回目の誕生日まで	発行から5回目の誕生日まで

※令和4年4月1日から成人年齢が18歳に変更となりました。

#### ●マイナンバーカードをなくしてしまったとき

下記の電話番号に連絡して、カード機能の一時停止の手続きを行ってください。併せて、最寄りの警察署や交番、住民票のある市区町村の窓口で紛失等の届出が必要です。カードの再発行には1,000円程度かかりますので、ご注意ください。

マイナンバー総合フリーダイヤル(無料)	0120-95-0178
個人番号カードコールセンター(有料)	0570-783-578

#### ●通知カード

令和2年5月25日以前に発行されていた通知カードは、紙製のカードで、マイナンバーをお知らせするものです。券面にはマイナンバーのほか、氏名、住所、生年月日、性別等が記載されており、マイナンバーの確認が求められたときに必要となります。

## 住居表示

### 住居表示

☎ 住民課 TEL 282-1711(内線 1124)

村内の市街地の一部では、都市化が進んだことから、土地の地番による住所の表示に不都合が生じています。そこで、市街地の住所の表示については、これまでの地番によるものに代えて、建物に番号を付けて表示する「住居表示」を、平成15年度から計画的に実施しています。住居表示を実施している地域に建物を新築した際は、住居表示の申請が必要となります。

また、住居表示実施時に区域内に住所や本籍があり、これらの表示が変更された場合は、そのことを証明する「住居表示変更証明書」や「本籍表示変更証明書」を無料で発行しています。各種手続きに必要な際はご利用ください。

なお、証明書の取得に際しては、住居表示実施前と実施後の住所地、本籍地の記載が必要となりますので、事前にご確認いただくようお願いします。



届出・証明

## パスポート(旅券)

### パスポート申請について

☎ 住民課 TEL 282-1711(内線 1121)

茨城県旅券室 TEL 029-226-5023

#### ●対象者

- 東海村に住民登録している方
- 茨城県外に住民登録しており、東海村に居所があることを証明できる方(居所申請)

#### ●申請に必要な書類等

申請の区分	新規作成	有効期間が残っている場合		
		有効期間残1年未満での新規作成	氏名・本籍の都道府県名が変わった場合	
必要書類				新規作成
申請書 1通	○	○	○	○
戸籍抄本または戸籍謄本 1通 (発行日から6か月以内のもの)	○	原則不要	○	○
写真 1枚(6か月以内に撮影したもの)	○	○	○	○
本人確認書類(コピー不可。有効なもの)	○	不要 (旅券で確認)	不要 (旅券で確認)	不要 (旅券で確認)
前回発行の旅券(期限切れまたは有効な旅券)	○ (期限切れ旅券)	○ (有効な旅券)	○ (有効な旅券)	○ (有効な旅券)
(住民票 1通)※居所申請の場合は必要です。	原則不要	原則不要	原則不要	原則不要

注1 申請書(住民課窓口備え付け)

- 申請書は5年用と10年用があります。ただし、18歳未満の方は、5年用のみの申請となり、法定代理人の同意・署名が必要です。
- 2 戸籍抄本または戸籍謄本
  - 有効期間内に新しい旅券に切り替える場合で、前回の旅券から氏名、本籍の都道府県名に変更がない場合、戸籍抄(謄)本の提出を省略できます。
  - 同一戸籍内の2名以上の方が同時に申請する場合は、戸籍謄本1通の提出で兼ねることができます。
- 3 旅券の有効期間内に申請する場合
  - 旅券の有効残存期間が1年未満になったとき、査証欄に余白がなくなった旅券の申請を希望するときは、新

規申請をすることができます。この場合、残存期間は切り捨てとなります。

4 氏名や本籍の都道府県名が変更になった場合

- 新規申請または訂正申請が必要です。新規申請の場合、残存期間は切り捨てになります。
- 記載事項変更旅券は、有効期間満了日が変更前の旅券と同一になる旅券です。
- 5 前回発行の旅券
  - 有効期間が残っている場合、旅券を返納しないと、新規の受付はできません。
  - 前回の旅券は、失効している場合でも持参ください。
- 6 住民票
  - 居所申請をする場合は、住民票が必要です。

#### ●受領について

- 受領は、必ず本人がお越しください。
- 受領に必要なもの
  - 申請のときにお渡しした旅券引換書
  - 所定の手数料
- 必ず6か月以内に受領ください。受領されない場合、その旅券は失効となり、次回申請時には、事情の確認があります。

申請の区分	手数料額	内訳	
		収入印紙	茨城県収入証紙
10年旅券	16,000円	14,000円	2,000円
5年旅券	11,000円	9,000円	2,000円
申請時12歳未満	6,000円	4,000円	2,000円
記載事項変更旅券	6,000円	4,000円	2,000円

#### ●取り扱い時間

申請や交付の受け付けは、月～金曜日(祝日を除く)の午前9時～午後4時45分です。なお、窓口延長を実施する第1・第3木曜日は交付のみ午後7時まで行います。

※緊急交付など特別な場合は、茨城県旅券室へお問い合わせください。



届出・証明